

専門家による

“なんでも無料相談会”

2019年12月7日(土)

午前9:30～午後4:00

メルカつきまち5F会議室



* 1件30分以内、相談料は無料です。

* 事前予約制。定員になり次第締め切り

* 予約受付期間：11/21(木)～12/3(火)

予約受付 ☎ 095-824-3903 (長崎県弁護士会)

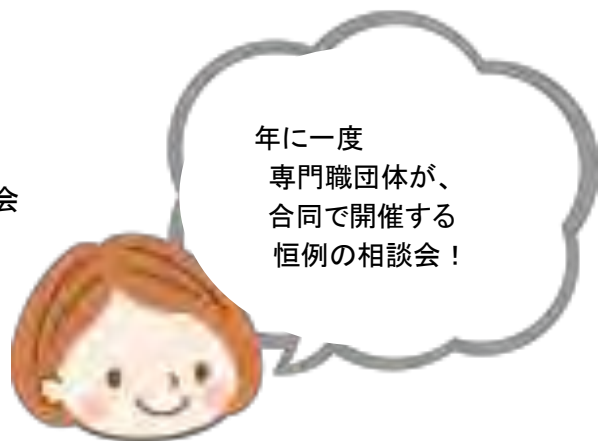
「どこに相談すればいいのかわからない」「誰に相談すればいいのかわからない」「書類の意味がわからない」など、土地問題、労働問題、税務問題、法律問題、遺言、登記手続き、年金、成年後見、行政手続き、書類の書き方・申請方法など、それぞれの専門家が適確なアドバイスを行います。個人・法人を問わずご相談ください。

当日待機している専門家 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・社会保険労務士
税理士・行政書士・不動産鑑定士

主 催 長崎県弁護士会
長崎県司法書士会
長崎県土地家屋調査士会
長崎県社会保険労務士会
九州北部税理士会長崎県地区連絡協議会
長崎県行政書士会
長崎県不動産鑑定士協会
長崎県中小企業診断士協会

後 援 長崎県／長崎市

問合せ先 長崎県弁護士会 ☎095(824)3903(長崎市栄町1-25 長崎MSビル 4F)



年に一度
専門職団体が、
合同で開催する
恒例の相談会！

【なんでも無料相談会を主催する「専門職団体」のご紹介】

○弁護士

各種契約、近隣問題、交通事故、職場のトラブル、いじめ問題、借地・借家、不動産取引、マンションの法律問題、離婚、DV、遺産分割・遺言、サラ金・クレジット、消費者被害、債権回収、倒産・破産、生活保護申請などの民事トラブルをはじめ、刑事弁護、告訴、告発、被害届提出、マスコミ対応、捜査の際の付添や検察審査会不服申立てなど、みなさまの人権を守り社会正義を実現するため、裁判だけでなく日常生活のアドバイザーとして、幅広く多様な業務を取り扱っています。

○司法書士

不動産を売買（贈与）したい、敷金を返してほしい、不動産などの遺産を適正に分割したい、親族のいない高齢者の財産管理、新しく会社を起こしたい、貸した金が返ってこない、日本国籍を取得したいなど、司法書士はこんなときにきっとお役に立てるに違いありません。

○土地家屋調査士

土地家屋調査士は、①不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査及び測量、②不動産の表示に関する登記の申請手続についての代理、③筆界特定の手続についての代理（筆界特定の手続とは、土地の所有者の申請により、登記官が、外部の専門家の意見を踏まえて筆界を特定する制度における手続のこと）、④土地の筆界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続についての代理（「境界問題相談センターながさき」設置）を行っています。

○社会保険労務士

社会保険労務士（略称「社労士」）は、労働社会保険諸法令に精通し、人事・労務管理や労働社会保険に関する指導を行う専門家です。年金・健康保険・労災保険・雇用保険、助成金など、諸手続きの代行、それぞれの企業に適した提案やアドバイス、各種ご相談に応じます。

○税理士

税理士は、税務に関する専門家として、各種税金の申告・申請、税務書類の作成、税務相談、税に関する不服審査手続き、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行っています。

○行政書士

官公署に提出する書類・権利義務に関する書類・事実証明に関する書類の作成とその代理、相談業務を行っています。相続について遺産分割協議書を作りたい、契約書を作りたい、自動車の登録手続きがしたいなどの暮らしに役立つことや、外国人の雇用手続、就労ビザの申請、法人設立、産業廃棄物処理業の許可申請等、建設業許可申請・宅地建物取引業免許申請などの許可申請等、ビジネスに役立つことを行っています。

○不動産鑑定士

不動産鑑定士は、国や都道府県が土地の適正な価格を一般に公表するための地価公示や地価調査の制度をはじめとして、公共用地の取得、相続税標準地の評価、固定資産税標準宅地の評価、裁判上の評価、さらには、不動産の価格算出、不動産に関するコンサルティング等、広く公共団体や民間の求めに応じて業務を行っています。不動産鑑定士は、不動産の価格についてだけでなく、不動産の適正な利用についての専門家でもあります。

○中小企業診断士

独立開業・創業のための調査、融資計画書作成から、個人商店、一般企業の設備投資、商品開発、営業に関する各種補助金申請を代行及び支援します。各種相談に際しては、無料相談の制度もあります。